

# ま え が き

工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにするために、経済産業省が基幹統計として全国一斉に実施しているものです。

この報告書は、平成26年12月31日現在で実施した工業統計調査の長崎県分について本県が独自に集計を行って公表するものです。

したがって、この結果は、経済産業省から公表される数値と相違することがあります。なお、従業者3人以下の事業所については調査対象外となっていますので計上されていません。

本書が、各種行政施策の企画立案のための基礎資料として、あるいは研究機関等における資料として広く御活用いただければ幸いに存じます。

終わりに、この調査の実施に当たり、御協力いただきました事業所の方々をはじめ、関係機関の皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

長崎県県民生活部長 辻 良子

# 目 次

利用される方のために	4
. 調査結果の概要	
( 1 ) 概 況	1 1
( 2 ) 事業所数	1 4
( 3 ) 従業者数	1 6
( 4 ) 製造品出荷額等	1 8
( 5 ) 付加価値額	2 0
( 6 ) 設備投資額	2 2
( 7 ) 付加価値率、現金給与率、原材料率	2 4
( 8 ) 市町別の状況	2 6
( 9 ) 従業者規模別の状況	3 0
( 10 ) 1事業所当たり、従業者1人当たりの出荷額等、付加価値額	3 2
. 統 計 表	
参 考	都道府県別の事業所数、従業者数、製造品出荷額等 3 7 ( 経済産業省「平成26年工業統計表 産業編(概要版)」 )
第1表	市町別・産業別統計表( 1 )( 2 ) 3 8 ( 従業者4人以上の事業所 )
第2表	規模別統計表 9 4
第3表	産業別・規模別統計表 9 8
第4表	市町別・規模別統計表 1 1 1
第5表	産業別統計表( 従業者30人以上の事業所 ) 1 2 5
第6表	市郡別統計表( 従業者30人以上の事業所 ) 1 3 1

第7表	1事業所当り及び従業者1人当りの統計表 (従業者30人以上の事業所)	137
第8表	産業別用地・用水統計表(従業者30人以上の事業所)	139
第9表	市郡別用地・用水統計表(従業者30人以上の事業所)	141
第10表	産業細分類別統計表(従業者4人以上の事業所)	143
第11表	品目別統計表(従業者4人以上の事業所)	160
第12表	その他の収入に関する統計表(従業者4人以上の事業所)	172
	工業統計調査票甲、乙	177

## 【利用される方のために】

### 調査の方法について

#### 1. 調査の目的

我が国における工業の実態を明らかにする。

#### 2. 調査の根拠

統計法に基づく基幹統計調査として、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施している。

#### 3. 調査の期日

毎年12月31日現在（平24年経済センサス-活動調査実施年を除く）

#### 4. 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類に掲げる「大分類E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）のうち、従業者数4人以上の事業所である。

#### 5. 従業者3人以下の事業所の取り扱い

従業者3人以下の事業所は、「平成24年経済センサス-活動調査」において製造業の全数調査を実施している。

#### 6. 調査の種類

（1）甲調査 調査期日現在において従業者30人以上の事業所を対象

（2）乙調査 調査期日現在において従業者29人以下の事業所を対象

#### 7. 調査の方法

甲調査は調査票甲、乙調査は調査票乙をもって調査し、それぞれ自計申告による。

#### 8. 申告義務者

製造業事務所の管理責任者とする。

#### 9. 事業所の産業分類の格付けについて

一事業所内で複数の経済活動が行われている場合、その事業所がどの産業に属するかは主要業務による。すなわち、過去一年間の総出荷額の最も多い事業によりその事業所の産業を決定する。業種（産業中分類）の格付けについては、事業所の製造品の品目のうち、製造品出荷額等が最も多い分類（品目番号上2けた）で決定する。

平成20年調査からの変更点について

平成20年調査から日本標準産業分類第12回改定(平成19年11月6日総務省告示第618号)に伴い工業統計調査用産業分類を改定している。主な変更点は以下のとおりである。

旧分類 平成19年以前			新分類 平成20年以降	
中分類番号	産業中分類		中分類番号	産業中分類
09	食料品製造業		09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業		10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業(衣服,その他の繊維製品を除く)	統合	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業		12	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	木材・木製品製造業(家具を除く)		13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	一部移設	15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業	一部移設	16	化学工業
17	化学工業		17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)		19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業		21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業	一部移設	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業		23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業		24	金属製品製造業
25	金属製品製造業		25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	分割	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業		27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	一部移設	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業		29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業		30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	分割	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業		一部移設	32

## 2. 集計項目の説明

( 1 ) 事業所数	平成 2 6 年 1 2 月 3 1 日現在の数				
従業員数	平成 2 6 年 1 2 月 3 1 日現在の数				
( 2 ) 現金給与額	平成 2 6 年 1 年間の現金給与の総額				
( 3 ) 原材料使用額等	原材料使用額 + 燃料使用額 + 電力使用額 + 委託生産費 + 製造等に関連する外注費 + 転売した商品の仕入額 (平成 2 6 年 1 年間)				
原材料使用額	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器・包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額 (原材料として使用した石炭・石油、及び下請け工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合の支給原材料の額も含む)				
電力使用額	購入した電力の使用額(自家発電は含まない)				
委託生産費	原材料・中間製品を他企業の工場等に支給して、製造、加工を委託した場合のこれに支払った加工賃または支払うべき加工賃				
製造等に関連する外注費	事業所収入(「製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他の収入額」)に直接関連する外注費				
転売した商品の仕入額	実際に売り上げた転売品に対応する仕入額 (平成 2 6 年 1 年間)				
( 4 ) 製造品出荷額等	製造品出荷額 + 加工賃収入額 + 製造工程から出たくず廃物の出荷額 + 「その他の収入額(修理料収入等)」 (平成 2 6 年 1 年間)				
製造品出荷額	工場出荷金額(同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものを含む)				
加工賃収入額	他の企業の所有する原材料・中間製品を加工して引き渡したものに対して受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃				
その他の収入額	修理料収入、販売電力収入、冷蔵保管料収入、転売収入、「その他収入(建設業、サービス業収入等)」				
( 5 ) 製造品・原材料・燃料の在庫額・半製品・仕掛品額	事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したもの(原材料を他に支給して製造される委託生産品も含む)				
( 6 ) 有形固定資産	帳簿価額(帳簿価額によりがたいときは購入価額又は見積価額による)				
建設仮勘定の年間増減	<table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>増加額</u></td> <td style="text-align: center;"><u>減少額</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">この勘定の借方 に加えられた額</td> <td style="text-align: center;">この勘定から他の勘定に 振り替えられた額</td> </tr> </table>	<u>増加額</u>	<u>減少額</u>	この勘定の借方 に加えられた額	この勘定から他の勘定に 振り替えられた額
<u>増加額</u>	<u>減少額</u>				
この勘定の借方 に加えられた額	この勘定から他の勘定に 振り替えられた額				
有形固定資産の除却額	有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の際、帳簿から除却された額				

- (7) 製造品出荷額に  
含まれる内国消費  
費税額
- 酒税・たばこ税・揮発油税・地方道路税の納付税額、又は  
納付すべき税額の合計
- (8) 生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品  
年初在庫額) + (半製品・仕掛品年末在庫額 - 半製品・仕掛  
品年初在庫額)
- 付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)  
+ (半製品・仕掛品年末在庫額 - 半製品・仕掛品年初在庫額)  
- 原材料使用額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費  
税額) - 減価償却額
- 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税  
額) - 原材料使用額等
- (9) 原材料率 = 原材料使用額等 ÷ (製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 -  
製造品年初在庫額) + (半製品・仕掛品年末在庫額 - 半製品・  
仕掛品年初在庫額) - (内国消費税額 + 推計消費税額)) × 100
- 付加価値率 = 付加価値額 ÷ (製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製  
造品年初在庫額) + (半製品・仕掛品年末在庫額 - 半製品・  
仕掛品年初在庫額) - (内国消費税額 + 推計消費税額)) × 100
- 現金給与率 = 現金給与総額 ÷ (製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製  
造品年初在庫額) + (半製品・仕掛品年末在庫額 - 半製品・  
仕掛品年初在庫額) - (内国消費税額 + 推計消費税額)) × 100
- (10) 有形固定資産  
投資総額 = 新規資産の取得額 + 中古資産の取得額 + 建設仮勘定の年間  
増減

### 3. 記号及び注記

- (1) 統計表のうち「-」は該当なし、又は調査を行っていないもの。「0.0」は比  
率0.1に満たないもの、「」はマイナスの数値を表している。
- (2) 「X」は1又は2(例外的に3以上)の事業所に関する数字であるため、これを  
そのまま掲げると個々の申告者の秘密が洩れるおそれがあるので、秘匿した箇所  
である。ただし、指定統計調査の結果における従業者数の取り扱いについては、秘匿  
を解除することができることとなったため、平成16年調査の公表より従業者数の  
秘匿を行っていない。
- (3) 各表中前年比、構成比については、小数点以下第2位を四捨五入した。したがっ  
て、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- (4) 表中の実数には、操業準備中、操業開始後未出荷、休業の事業所は含まれていな  
い。
- (5) この結果表は、平成26年工業統計表によって、県が独自に集計したものであり、  
経済産業省が公表する数字と相違することがありうる。

#### 4. その他

- (1) 島原市及び深江町については、雲仙・普賢岳噴火に伴う災害のため、平成3年は調査をしていないので、統計数値には含まれていない。
- (2) 両市町を含む地域（県計、市郡計等）における各項目毎の平成3年の対前年比等は、平成2年の数値より両市町の分を除いて計算した。
- (3) 両市町を含む地域（県計、市郡計等）における各項目毎の平成4年の対前年比等は、平成4年の数値より両市町の分を除いて計算した。
- (4) 平成14年調査から日本標準産業分類第11回改定（平成14年3月7日総務省告示第139号）が実施され、「新聞業」及び「出版業」が『情報通信業』に、「もやし製造業」が『農業』に『製造業』から移動し工業統計調査の対象外となった。「電気機械器具」は「電気機械器具」、「情報通信機械器具」、「電子部品・デバイス」の3つに分割された。また、「武器製造業」は「その他の製造業」に統合された。このことから、平成14年の対前年比等は平成13年の数値より「新聞業」、「出版業」を除いて計算した。
- (5) 平成19年調査から、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動を把握する目的で、事業所全体の調査とした。このため、製造品出荷額等に「その他の収入額（転売収入・その他収入）」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加した。このため、時系列に不連続を生じるが、本調査結果においては、製造業の実態をありのままに公表する観点から、調査によって得られた数値のまま掲載している。
- (6) 文中及び表中の市町名、郡名及び集計数値については、調査期日の平成26年12月31日現在の市町別、郡別によるものである。
- (7) 平成23年における数値は、「平成24年経済センサス-活動調査」の調査結果のうち、工業統計調査の範囲に合わせるため以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。

- ・従業員4人以上の製造業であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

平成23年における数値は、「平成24年経済センサス-活動調査」の調査時点が平成24年2月1日現在であることなど、厳密には工業統計調査の数値と連結しない部分がある。数値の解釈に当たっては留意されたい。

*	この結果表に関する照会は下記へお願いします。	*
*	長崎県県民生活部統計課商工勤労統計班	*
*	〒850-8570 長崎市江戸町2番13号	*
*	代表電話 (095)824-1111 内線2226	*
*	直通電話 (095)895-2226 (ダイヤル)	*
*	F A X (095)895-2565	*